

令和2年3月吉日

お客様各位

飯塚信用金庫

民法（債権法）改正に伴う預金規定改定のお知らせ

平素より、飯塚信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和2年4月1日の民法（債権法）改正に伴い、各種預金規定を改定いたします。改定後の新規定につきましては、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されますので、ご了承ください。

1. 対象となる規定

- ・当座勘定規定
- ・当座勘定規定（専用約束手形口）
- ・普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（個人用）
- ・定期性総合口座取引規定
- ・普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（個人・法人用）
- ・納税準備預金規定（個人・法人用）
- ・貯蓄預金規定（個人限定）
- ・通知預金規定（個人・法人用）
- ・普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金共通規定
- ・普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定
- ・期日指定定期預金規定
- ・自動継続期日指定定期預金規定
- ・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- ・自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- ・変動金利定期預金規定
- ・自動継続変動金利定期預金規定
- ・定期預金共通規定
- ・定期積金（スーパー積金）規定

2. 適用開始時期

令和2年4月1日（水）

3. 主な改正内容

- ・預金者の成年後見人等について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いの明確化
- ・各種預金規定変更時の周知方法の明確化
- ・定期預金（定期積金含む）の期限前解約の取扱いについての明確化

以上